

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)
D

1	本件決議において、Bは持株会の指示に反した議決権行使を行っている。また、乙銀行は書面による議決権行使(会社法311条1項、以下「会社法」は省略する)を行ったにもかかわらず、棄権の投票がされたものとする扱いがされている。これは決議の方法に瑕疵があるものといえる。そこで株主Eとしては831条1項1号に基づく株主総会決議の訴えを提起したものと考えられる。
5	以下、Eの主張が認められるか検討する。
10	2. Bの議決権行使について
5	Bは、持株会規約に従えば、賛成の議決権を2000個、反対を1万個として議決権行使しなければならなかった。甲社経営陣陣もそのような議決権行使がされるべきであることは知っていた。
15	これはBが 本件ではBが全ての議決権を賛成にしてしまっているので、決議に瑕疵があるといえる。
20	しかし、Bは持株会規約には反しているが代理人として議決権を適法に行使(310条1項)している。Bの議決権行使は法令若しくは定款に違反しているという事実はない。
25	したがって、Eは、Bの議決権行使の瑕疵を総会決議の取消事由として主張することはできない。
	3. 乙銀行の議決権行使について
	乙銀行は書面による議決権行使をしているが当日に、従業員Cが株主総会に入場して、議決権を行使しなかったので棄権の扱いとされている。

確かに、書面による議決権行使が事前にされていても、総会開催日に改めて議決権行使がされた場合は、後の議決権行使を有効として扱うべきである。それが株主の意思の尊重となるからである。

しかし、本件では、総会開催日に改めて有効な議決権行使がされたとはいえない。Cはこの代理人でなく、投票はしないと伝え、投票用紙も返却していた。実際に乙銀行からCに代理権は授与されていない。乙銀行からCへの委任状もない。甲社

この状況で甲社がCを乙銀行の代理人として扱うことは不自然である。Cを代理人として乙銀行の議決権行使を撤回して扱うことは、311条1項、2項に反する。

したがって、Eは乙銀行の書面による議決権行使を撤回した事は、決議方法に法令違反があると主張することができず。

4. 決議の方法が法令に違反するが、裁量棄却(831条2項)となるか。

本件議案は定款変更(466条)と事業譲渡(469条)に係るものであり、特別決議を要する(309条2項11号)。

乙銀行の議決権行使が書面での行使のままされていても、5,000個が反対票に回るだけで、賛成決議が3分の2以上あることには変わらず、決議に影響はなかったといえる。

しかし、株主にとって議決権の行使というのは重要な権利である。正式な手続を経て権利を行使したのに、勝手に撤回されてしまうということは違反が重大では

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

D

	ないとはいえない。
	したがって、本件違反事実は重大でなく、
	かつ、決議に影響を及ぼさないとはいえない。
	よって、裁量棄却とはならない。
5	⑤、以上より、Eが株主総会の決議日より
	3箇月以内に 主として 銀行の議決権行使
	の瑕疵について 主として 訴えを提起すれば、
	その訴えは認められる。
	以上
10	
15	
20	
25	

村 裕樹

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。